

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応 長野県高等学校等奨学金奨学生募集について

長野県では、新型コロナウイルス感染症の影響で保護者等の収入が著しく減少した場合(家計急変)に以下のとおり奨学金の貸付を行います。

<募集概要>

1 貸付額(月額)

奨学金 公立 18,000円 私立 30,000円
遠距離通学費 上限 26,000円(通学費等の月額の10分の7)
※希望により最大12ヶ月分を一括で貸与します。

2 対象者

- ア 保護者が県内に居住し、高等学校等に在学する者
- イ 保護者等が新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した者
- ウ 長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費の貸与を受けていない者
- エ 長野県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金の貸与を受けていない者
- オ 遠距離通学費は通学費等が月額8,000円以上である者

3 収入基準

保護者等の家計急変後の収入金額が収入基準額以下であること

4 学力基準

不問

5 募集時期

令和5年4月から令和6年1月5日(金)まで
(学校から教育委員会への提出期限です。)

<問い合わせ先>

長野県教育委員会事務局 高校教育課 総務係
電話 026-235-7427(奨学金専用ダイヤル)
メールアドレス koko-somu@pref.nagano.lg.jp
〒380-8570 長野市南長野字幅下692-2

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応長野県高等学校等奨学金貸与希望者の募集について(通知)

このことについて、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で保護者等の収入が著しく減少し、修学困難となった生徒を対象として貸与希望者を募集しますので、周知くださるようお願いいたします。
記

1 募集概要

別添「令和5年度新型コロナウイルス感染症対応長野県高等学校等奨学金奨学生募集案内」のとおり

2 申込書等の送付期限等

下表のとおり、学校で申し込みを受け付けた翌月初旬までに、長野県教育委員会事務局高校教育課へ送付願います。(従来の奨学金の送付期限と同日です)

申込月	貸与月数	初回振込日	申込書送付期限(必着)
4月	4月~3月(12ヶ月)	6月15日(3ヶ月分)	5月8日(月)
5月	5月~3月(11ヶ月)	7月18日(3ヶ月分)	6月5日(月)
6月	6月~3月(10ヶ月)	8月15日(3ヶ月分)	7月5日(水)
7月	7月~3月(9ヶ月)	9月15日(3ヶ月分)	8月4日(金)
8月	8月~3月(8ヶ月)	10月16日(3ヶ月分)	9月5日(火)
9月	9月~3月(7ヶ月)	11月15日(3ヶ月分)	10月5日(木)
10月	10月~3月(6ヶ月)	12月15日(3ヶ月分)	11月6日(月)
11月	11月~3月(5ヶ月)	1月15日(3ヶ月分)	12月5日(火)
12月	12月~3月(4ヶ月)	2月15日(4ヶ月分)	1月5日(金)

※本人の希望により初回振込日に一括して貸与することができます。

1 募集概要

長野県高等学校等奨学金は、向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高校生等を対象に学資金の一部を貸与するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響で修学費用負担者が休業、離職、会社の倒産・売上げの減少により収入が著しく減少した等の理由により修学困難となった生徒を対象としています。

(1) 貸付額（月額）

奨学金 公立 18,000円 私立 30,000円

遠距離通学費 上限 26,000円（通学費等の月額の10分の7）

(2) 貸与対象者

ア 保護者が県内に居住し、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学する者であること。

イ 主たる家計支持者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業、離職、会社の倒産・売上げの減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、修学が困難となったこと。

ウ 長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費の貸与を受けていないこと。

エ 長野県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金の貸与を受けていないこと。

オ 遠距離通学費は通学費等が月額8,000円以上であること。

(3) 収入基準

主たる家計支持者の家計急変後の収入金額が別に定める収入基準額以下であること。

(4) 学力基準

学習成績は問わない。

2 募集時期

令和5年4月から令和6年1月5日（金）まで

（学校から教育委員会への提出期限です。）

3 貸付期間

貸付始期は、原則として申請月以降とし、貸付期間は左記の貸付始期から令和6年3月までとします。令和6年4月以降も引き続き貸与希望がある場合は、奨学生の要件を満たしていれば従来の長野県高等学校等奨学金での貸与となります。

4 貸与方法

原則、毎月15日に申し出のあった金融機関の口座へ当月分を振り込むものとします。

ただし、本人の希望により最大12ヶ月分（令和6年3月分まで）を一括で貸与することができます。

5 返還方法

奨学生が卒業、または奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して12か月を経過した後から返還がはじまります。返還は貸与を受けた期間の3倍に相当する期間以内に年賦、半年賦または月賦の均等払方式により返還となります。

6 申請方法

提出期限までに申請書類を学校へ提出してください。

7 提出書類

(1) 推薦書（新型コロナウイルス感染症対応）

(2) 奨学金等貸与申込書

(3) 口座振替申出書

(4) 家計急変の状況を説明する申立書

(5) 申立ての状況がわかる書類

（添付書類の例）

ア 休業等で収入が減少した場合・・・減少前と後の給与明細書等

イ 離職した場合・・・離職票など離職したことがわかる書類

ウ 売上げが減少した場合・・・売上げが大幅に減少したことがわかる書類

エ 会社が倒産した場合・・・会社が倒産したことがわかる書類

オ その他（アからエ以外）・・・家計急変したことがわかる書類

(6) 所得証明書（申請時に取得できる最新のもの）

(7) 申請月前の3か月分の収入がわかる書類

(8) 遠距離通学が確認できる書類（該当者のみ）

（添付書類の例）

定期券の写し、寮費・下宿代等の金額がわかる書類の写し

8 保証人

貸与を受ける場合は、連帯保証人2名が必要となります。連帯保証人のうち1名は保護者または後見人とし、もう1名は生計を一にしない成年者（60歳未満）としてください。

9 その他

上記に定めるもの以外は、「長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程」及び「長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与要領」に基づくものとします。

1 募集概要

長野県高等学校等奨学金は、向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高校生等を対象に学資金の一部を貸与するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響で修学費用負担者が休業、離職、会社の倒産・売上げの減少により収入が著しく減少した等の理由により修学困難となった生徒を対象としています。

(1) 貸付額（月額）

奨学金 公立 18,000円 私立 30,000円
遠距離通学費 上限 26,000円（通学費等の月額の10分の7）

(2) 貸与対象者

ア 保護者が県内に居住し、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学する者であること。

イ 主たる家計支持者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業、離職、会社の倒産・売上げの減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、修学が困難となったこと。

ウ 長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費の貸与を受けていないこと。

エ 長野県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金の貸与を受けていないこと。

オ 遠距離通学費は通学費等が月額8,000円以上であること。

(3) 収入基準

主たる家計支持者の家計急変後の収入金額が別に定める収入基準額以下であること。

(4) 学力基準

学習成績は問わない。

2 募集時期

令和5年4月から令和6年1月5日（金）まで

（学校から教育委員会への提出期限です。）

3 貸付期間

貸付始期は、原則として申請月以降とし、貸付期間は左記の貸付始期から令和6年3月までとします。令和6年4月以降も引き続き貸与希望がある場合は、奨学生の要件を満たしていれば従来の長野県高等学校等奨学金での貸与となります。

4 貸与方法

原則、毎月15日に申し出のあった金融機関の口座へ当月分を振り込むものとします。

ただし、本人の希望により最大12ヶ月分（令和6年3月分まで）を一括で貸与することができます。

5 返還方法

奨学生が卒業、または奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して12か月を経過した後から返還がはじまります。返還は貸与を受けた期間の3倍に相当する期間以内に年賦、半年賦または月賦の均等払方式により返還となります。

6 申請方法

提出期限までに申請書類を学校へ提出してください。

7 提出書類

(1) 推薦書（新型コロナ感染症対応）

(2) 奨学金等貸与申込書

(3) 口座振替申出書

(4) 家計急変の状況を説明する申立書

(5) 申立ての状況がわかる書類

（添付書類の例）

ア 休業等で収入が減少した場合・・・減少前と後の給与明細書等

イ 離職した場合・・・離職票など離職したことがわかる書類

ウ 売上げが減少した場合・・・売上げが大幅に減少したことがわかる書類

エ 会社が倒産した場合・・・会社が倒産したことがわかる書類

オ その他（アからエ以外）・・・家計急変したことがわかる書類

(6) 所得証明書（申請時に取得できる最新のもの）

(7) 申請月前の3か月分の収入がわかる書類

(8) 遠距離通学が確認できる書類（該当者のみ）

（添付書類の例）

定期券の写し、寮費・下宿代等の金額がわかる書類の写し

8 保証人

貸与を受ける場合は、連帯保証人2名が必要となります。連帯保証人のうち1名は保護者または後見人とし、もう1名は生計を一にしない成年者（60歳未満）としてください。

9 その他

上記に定めるもの以外は、「長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程」及び「長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与要領」に基づくものとします。